

# 阪急塚口駅南駅前広場電子公共掲示板掲載に関する仕様書

## 1 掲載に関する仕様

### (1) 概要等

- ①媒体 : 阪急塚口駅南駅前広場電子公共掲示板
- ②設置場所 : 尼崎市南塚口町 2 丁目 1 番地先 (位置図参照)
- ③掲載時間 : 原則として、4 時 30 分～翌日 0 時 30 分 (20 時間)



### (2) 掲載枠・放映パターン

- ①申請者毎に、15 秒 (動画・静止画) ×1 枠を提供する。
- ②広告料金 : 1 枠 : 10,000 円 / 1 か月とする。(ただし、必要に応じて、料金改訂を行う)
- ③掲載期間 : 月初め～月末の 1 カ月間単位 (当該年度末 (3 月末) まで) とする。
- ④掲載内容を変更する場合は、別途申請するものとする。

### (3) 掲載手続き等

- ①掲載手続きについては、掲載希望開始月の前月 1 日までに申請書 (様式第 1 号 - 1) を「はんつかサラダ実行委員会」へ提出し、「はんつかサラダ実行委員会」の承認 (様式第 2 号 - 1) を得ること。
- ②データについては、掲載希望開始月の前月 20 日までに「はんつかサラダ実行委員会」へ提出すること。
- ③掲載料については、申請と同時に、「はんつかサラダ実行委員会」へ納付すること。

## 2 データの入稿形式・納品方法

### (1) データの入稿形式

### 【動画】

- ①フォーマット：wmv、mp4（15秒）
- ②サイズ：1920×1080【pixel】画面比率：16:9
- ③フレームレート：30フレーム/秒
- ④ファイルサイズ：500MB以内とする

### 【静止画】

- ①解像度 4000×2250【pixel】以下
  - ②ファイル形式 JPG※RGB形式 PNG
- ※その他：音声は流せません。
- ※納品された動画及び画像は、容量調整を行うことがあります。

## （2）データの納品方法

CD-RまたはDVD-R（納品媒体は申請者側で用意すること）

### ○諸元

- ・モニターサイズ：49インチ
- ・高さ\*幅\*奥行=1620\*830\*530程度
- ・下部アンカー固定式

### 【注意事項】

（表示が可能な広告物の規格）

第1条 電子公共掲示板に表示することができる広告物は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 色彩、意匠等が電子公共掲示板の周囲の景観と調和していること。
- (2) 画面の点滅を繰り返すものでないこと。
- (3) 尼崎市の広告物でないことを示す記載があること。

（広告物の表示の承認等）

第2条 はんつかサラダ実行委員会は、広告物表示希望者に係る広告物が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告物表示承認を行わない。また、電子公共掲示板の表示が可能な領域に空きがないときも同様とする。

- (1) 前条に定める広告物の規格に適合していないもの
- (2) 法令等に違反するもの
- (3) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (4) 人権侵害となるもの

- (5) 政治活動又は宗教活動の用に供されるもの
- (6) 良好的な景観又は風致を害するもの
- (7) 公衆に不快の念を起こさせ、又は危害を及ぼすおそれがあるもの
- (8) 青少年の健全な育成の観点から適当でないもの
- (9) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に係るもの
- (10) 著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良若しくは有利であると人を誤認させるおそれがあるもの
- (11) その広告に係る事業の内容を尼崎市が推奨しているとの誤解を生じさせるおそれがあるもの
- (12) その他電子公共掲示板の設置の趣旨に照らし、電子公共掲示板に表示されることが適当でないもの

2 前項に定めるもののほか、広告物表示希望者が次の各号のいずれかに該当するときは、はんつかサラダ実行委員会は、広告物表示承認を行わない。

- (1) 尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第2号から第4号までに規定する者
- (2) 市税の滞納その他の尼崎市に対する債務の不履行がある者
- (3) その他電子公共掲示板の設置の趣旨に照らし、電子公共掲示板に広告物の表示を行うことが適当でない者

3 はんつかサラダ実行委員は、広告物表示承認を行うときは、広告物表示希望者に対し、承認書（様式第2号－1）を交付するものとする。

4 広告物表示承認の期間は、1年を超えない範囲ではんつかサラダ実行委員が定める。

#### （広告物の表示）

第3条 広告物表示承認を受けた者（以下「被承認者」という。）は、その広告物（以下「被承認者広告物」という。）を電子公共掲示板の当該被承認者に割り当てられた領域に表示することができる。

#### （広告物の表示の中止）

第4条 はんつかサラダ実行委員は、次の各号に掲げる場合には、被承認者広告物の表示を中止させる措置を講ずることができる。

- (1) 被承認者に割り当てられた被承認者広告物の表示の領域を公用又は公共の用に供する必要が生じたとき。
- (2) 電子公共掲示板の設備（電源、内部システム等を含む。）の点検又は修理、交換、増

設、移設等を行うとき。

- (3) 電力の供給がひっ迫している場合等において、はんつかサラダ実行委員が電子公共掲示板の表示を行わないこととしたとき。
- (4) 被承認者広告物が第2条第1項各号のいずれかに該当するおそれがあると認めるとき。
- (5) 被承認者が第2条第2項各号のいずれかに該当するおそれがあると認めるとき。

2 前項の規定による措置により被承認者広告物を電子公共掲示板に表示することができなくなった場合においても、被承認者は、はんつかサラダ実行委員に対し、損失補償の請求、損害賠償の請求その他のいかなる求めも行うことはできない。

(広告物表示承認の撤回)

第5条 はんつかサラダ実行委員は、次の各号に掲げる場合には、広告物表示承認の撤回を行うことができる。

- (1) 被承認者から広告物表示承認の撤回の求めがあったとき。
- (2) 被承認者広告物が第2条第1項各号のいずれかに該当すると認めるとき。
- (3) 被承認者が第2条第2項各号のいずれかに該当すると認めるとき。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による広告物表示承認の撤回により広告物を電子公共掲示板に表示することができなくなった場合について準用する。この場合において、前条第2項中「被承認者」とあるのは、「広告物表示承認を撤回された者」と読み替えるものとする。

(適用の細目)

第6条 この仕様書に定めるもののほか、この仕様書の適用について必要な事項は、はんつかサラダ実行委員が別に定める。

以 上